

安曇野市市民協働事業提案制度について

1 目的

少子高齢化が進み、人口減少など社会情勢が変化するとともに、市民のニーズや地域課題が多様化・高度化・複雑化し、また、地方分権の推進により、協働のまちづくりの推進が重要となってきた。特に、区、市民活動団体（NPO 法人やボランティア団体）、企業や教育機関など（以下、「市民」という。）は、行政にはない独自のノウハウやネットワークにより、柔軟かつ迅速に地域課題に対応するなど、大きな役割を担っている。

このことから、平成 26 年度から「安曇野市市民協働事業提案制度」を実施し、市民主体による協働のまちづくり推進を図る。

2 事業概要

(1) 市民から提案をいただく協働事業

市民から提案をいただく協働事業は、市民と市の役割及び責務の分担を明らかにしたうえで、両者が連携協力し、市内の地域課題を解決するために行う次に掲げる事業とする。

【市提案型協働事業】

市が市民活動団体と協働して実施したいテーマを公表し、これを基に市民活動団体が事業提案する協働事業

(2) 市民から提案をいただく対象協働事業

- ① 公益的な事業であり、協働により地域課題や行政課題の解決が図られ、施策として展開できるもの
- ② 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できるもの
- ③ 提案団体と市の役割分担が明確かつ妥当であり、協働により公益性が高まるもの
- ④ 提案団体が実施することが可能であるもの
- ⑤ 予算の見積もり等が適正であるもの
- ⑥ 市総合計画基本構想の方向性に沿った内容であるもの

(3) 事業の実施

協働事業は、原則として募集年度の翌年度に実施するものとする。

(4) 事業に係る経費の負担

- ① 市は、予算の範囲内で経費の負担を行う。
- ② 事業の役割分担に応じて、提案者への一部委託も可能とする。

(5) 提案事業の審査

- ① 提案のあった事業の審査は、事業担当部署の部長及び課長により事前審査を行い、市長及び副市長が最終決定を行う。

3 事業の成果

市民と行政の協働推進が図られるとともに、市民のニーズにより近い事業の展開が見込まれる。

安曇野市市民協働事業（令和3年度事業）提案制度【募集要項】

1 趣 旨

少子高齢が進み、人口減少など社会情勢が変化するとともに、市民のニーズや地域課題が多様化・高度化・複雑化し、また、地方分権の推進により、協働のまちづくりの推進が重要となってきています。特に、区、目的型活動団体（NPO 法人やボランティア団体）、企業や教育機関など（以下、「市民活動団体」という。）は、行政にはない独自のノウハウやネットワークにより、柔軟かつ迅速に地域課題に対応するなど、大きな役割を担っていただいております。

このことから、平成26年度から「安曇野市市民協働事業提案制度」を設け、市民主体による協働のまちづくりのさらなる推進を図っています。

2 提案事業の種類

市民活動団体から提案をいただく協働事業は、市民活動団体と市の役割及び責務の分担を明らかにしたうえで、両者が連携協力し、市内の地域課題を解決するために令和3年度に実施する次に掲げる事業とします。

（1）市提案型協働事業

市が市民活動団体と協働して実施したいテーマを公表し、これを基に市民活動団体が事業提案する協働事業

3 提案団体の要件

協働事業を提案する団体（以下、「提案団体」という。）は、次の要件を満たす団体です。

- （1）自主的な地域課題解決に係る活動により地域社会に貢献することを目的とした団体であって、営利を目的としないものであること。
- （2）活動の拠点が市内にあること。
- （3）5人以上で組織された団体であって、その構成員の過半数が市民であること。
- （4）原則として1年以上継続して活動していること。
- （5）組織の運営に関する会則等を有すること。
- （6）提案しようとする事業を市と協働して実践できる能力を有していること。
- （7）適正な会計処理が行われていること。

4 対象事業

提案の対象となる協働事業は、市が設定した課題に基づく協働事業で、次に掲げるすべてに該当するものとします。

- （1）市総合計画基本構想に沿った内容であるもの
- （2）公益的な事業であって、協働で実施することにより地域課題や行政課題の解決が図られ、具体的な施策として展開できるもの
- （3）提案した市民団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるもの
- （4）提案した市民団体が実施することが可能であるもの
- （5）予算の見積もり等が適正であるもの
- （6）市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できるもの

(7) 事業の開始から1年以内に完了するものであること

ただし、次に掲げる事項に該当するものは対象外とします。

(1) 営利、政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的としたもの

(2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

(3) 特定の施設等の建設及び整備のみを目的とするもの

(4) 提案団体が実施しないもの（実施を他の団体に委託するものを含む。）

(5) 学術的な研究事業

(6) 地域の交流行事その他親睦的なイベント

(7) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の市の債権の徴収に関するもの

(8) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に補助を受けることができるもの

(9) その他公序良俗に反するもの

5 応募の手続き

(1) 事業提案提出書類

事業提案にあたっては、以下の書類を提出してください。

①市民協働事業提案書（様式第1号）

②市民協働事業企画書（様式第2号）

③提案団体に関する次の書類

ア 当該年度の予算書

イ 前年度の事業報告書及び収支決算書

ウ 定款、会則

エ 役員名簿

※その他、必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。

(2) 募集期間・提出先

①募集期間

令和2年6月15日（月）から7月31日（金）まで

②提出方法

ア 郵送又は持参（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 電子申請も可

③提出先

安曇野市市民生活部地域づくり課まちづくり推進係

6 事業実施に係る流れ

(1) 事業提案の提出（令和2年7月31日まで）

①地域づくり課は、事業提案に基づき関連する担当課等（以下、「担当課」という。）を定めます。
（8月頃）

②担当課及び地域づくり課は、事業提案に基づき提案団体との協議及び調整（具体的な聞き取りなど）を行います。

(2) 事業提案の審査

- ①提案いただく事業が、上記2、3及び4の要件を満たしているか、また協働事業に適するかどうかの審査を行います。同一事業に複数の提案があった場合は、複数の団体の採用、または協働事業に最も適した一事業提案を採択（仮）します。
- ②審査の結果を提案団体の代表者に報告します。ただし、採択された事業であっても、予算の議決以降に正式な採択となります。

(3) 事業の調整

- ①地域づくり課は、提案団体に、事業に関連する担当課を紹介します。
- ②提案団体、担当課及び地域づくり課が、事業提案について、連携・協働の範囲、具体的な手法、スケジュール等について協議・調整を行います。

(4) 事業に関わる予算化

市は、翌年度予算に協働事業実施に必要な予算を計上します。予算は、3月の市議会本会議において議決いただきます。

(5) 正式採択

予算の議決により、正式な採択を決定し、案内いたします。

(6) 協働事業の協定書の締結

- ①採択した事業に関わる提案団体の代表者及び市長により、事業実施についての基本的な事項、役割分担等を明示した協定を締結します。（3月下旬）

(7) 事業の実施

提案団体と市は、協定書に基づき、翌年度事業を実施します。

(8) 協働事業の完了後1カ月以内に、次の書類を提出してください。

- ①市民協働事業報告書（様式第3号）
- ②市民協働事業収支決算書（様式第4号）

(9) 事業報告会及び公表

協働事業の提案団体の代表者は、市が開催する協働事業結果報告会において協働事業の内容について報告をしていただきます。

なお、協働事業について、市ホームページで公表します。

安曇野市市民協働事業提案制度の流れ

	提案団体	地域づくり課	担当課（協働事業実施課）	庁内
令和2年4月		協働事業テーマ募集	検討 → テーマ設定、報告	
6月		6/10 広報掲載 (公表、募集)	←	
	事業提案提出	6/15 募集開始、受付		
7月		7/31 募集締め切り		
8月		担当課検討、決定	←→ 協議	
		ヒアリング、事前調整		
9月		事前審査（事業担当部署の部長及び課長）		
		審査	←→	市長、副市長
		仮採択・不採択決定		
		審査結果報告		
	←	事業担当課紹介		
10月		協議、調整（事業確認、役割分担、スケジュール等）		
			予算計上	
令和3年3月		予算議決		
		←	本採択	
		協定締結（具体的事業項目、役割分担）		
4月	事業実施	←	事業実施	
		協働事業推進支援		
		事業進捗状況報告 (協働計画策定・評価委員会)		
		←	委員会アドバイス報告	→
	事業終了		事業終了	
	実績報告書提出	実績報告書受け取り 内容審査、報告	→ 確認	
	自己評価、報告	→ 報告受け取り	← 自己評価、報告	
令和4年3月		事業実施・自己評価報告 (協働計画策定・評価委員会)		
		←	委員会評価結果報告	→
		事業報告会		
		事業公表		

令和2年度募集テーマ（令和3年度実施事業）

事業名①	事業概要
協働のまちづくり参画促進事業	市民活動の今後の担い手育成に繋がる事業の企画・立案をし、市と協働して実践する。 (例)地域課題の発見から解決を目指すプロセスを経験するワークショップ等の企画開催など。
事業担当課	期待する効果
市民生活部 地域づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・より市民目線での協働推進が図られる。 ・市民活動の担い手育成に繋がる。

事業名②	事業概要
「わがまちの空家対策」推進事業	空家問題や空家の利活用をメインテーマとして、勉強会や相談会、ワークショップ、まち歩きイベント等を自由に組み合わせ、「空家について知り・考え・行動する」機運醸成を目的とした事業の企画から実行までを協働により実施する。
事業担当課	期待する効果
市民生活部 環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・市が考える講座や講演会ではなく、市民目線で「知りたい、必要だ」という内容が企画でき、その後の民間での空家問題解消への行動に繋がる。